

(報告一)

地域政策と山村コミュニティ

一、地域政策
(橋本和幸)

村研の課題「農政と村落」にどのように貢献できるかはともかく、
和歌山県龍神村での数年間の仕事へ「地域政策と山村コミュニティ」
「」

多賀出版）から、その内容の若干を簡単に紹介するのが、ここでの任務である。国および県の地域政策については、橋本が担当し、村および村落での具体的な実態については、三上が報告する。

地域社会を研究する際、留意すべき多くの前提が存在しているが、とりわけ一九六〇年代以降に限った場合、少くとも次の二点に注意しておく必要があろう。それは、ともに地域政策への関心に係ることであるが、第一に、地域社会とりわけ農山村を問題にする時、農業基本法制定以降の農業生産（組織・制度）等にみられるいわゆる「近代化」のプロセスについての厳密な検討の必要性に関するものである。より一般的には、第一次から三次にわたる全国総合開発計画、そこに展開されている広域生活圏や定住圏等の施策を無視しては、もはや何も語りえない事態が出現してきている。第二に、これらの諸政策に規定されて、町村ないし部落（村落）での行政が、より上位の政策との整合性を保つよう要請されてきている。にもかかわらず、広域生活圏内部での都市部と農山漁村部との間に、しばしば利害の衝突が生じており、その調整は困難に直面していること。

こうした点に留意しながら、私たちの仕事は、次の諸点を明らかにすることを課題にしていく（但し、実際に明らかになつたかどうかはともかく）。一つは、山村での過疎化の深化が、村や村落内部においてただ自然的に現われてきていくというだけでなく、それ以上に、国、県を通じての農政をも含む地域政策に非常に強く規定されている点を明らかにする。二つは、かかる地域社会の変貌に対し、地域住民の対応は、どのようであるのか。換言すれば、政策といふ画一性と、受け皿である住民の主体性・個性との緊張関係が、どのように具体的に現われているのかを示す。最後に、このよう

緊張関係を調整するため、村当局あるいは地域住民が、みずからいかなる行動（計画）を提起しているのか、その場合、村当局と地域住民との関係はどうなのかを、具体的に明らかにする。

ところで、当日の地区研究会では、いま一つ明確にしえなかつた諸点もあり、ここでは箇条的に要点を示しておきたい。

(1) 定住圏構想にしろ、そこにみられる行政サイドの地域社会への位置づけられることを指摘する必要があろう。かくて、現実の一定の傾斜の背後で、農業集落等が戦略的に定住圏構想等のなかに生活を営む住民（居住者）への配慮はいまだ十分ではなく、山間農村においては、計画と現実との背馳が際立つてきている。

(2) 定住圏構想や田園都市構想での地域生活圏は、選択を通じての行財政の投資効率を最大限に吟味し、また「日本人の持つ自律・自助の精神、思やりのある人間関係、相互扶助の仕組み」による「日本的問題解決の手法」（田園都市構想）によることが望ましいものとされる。しかし、山村では相互扶助や自律・自助の可能性すら少なくなつてきていくところに大きな問題があるのである。

(3)かかる地域政策にみられるのは、重層化した形での支配・管理機能の集中化と拡大化である。基礎集落 一次生活圏 二次生活圏 中核都市のプロセス、それを、県 近畿圏 国とをたどつていくけば、今日の地域政策のなかで基礎集落がどのように位置づけられているか明らかであろう。

(4) 今日進められている広域生活圏計画は、「第三の再編成」と言われるほどの影響力の大きい地域政策である。そこでは、ソフトの側面として様々な施設配置が、企図されていく。しかし、施設の利用とくことから言えば、必ずしも住民にとって好ましい形ではな

されていない。もし広域生活圏を具体化するのであれば、地域住民の制からの広域圈化を図るべきであろう。

(橋本和幸 記)

* 杉本一郎、三上勝也、山本剛郎、橋本和幸、泉流二著、一九八四年。

二、過疎山村の生活と住民意識（三上勝也）

和歌山県龍神村小家地区の場合

(1) 小家地区の概況

小家地区は、明治の町村制によって近世以来の福井、甲斐ノ川、小家の三村が合併してできた下山路村の一部となつた。その後、この下山路村と上山路村、中山路村、龍神村が合併して新しい龍神村が発足した一九五五年以来、この龍神村の一行政単位（地区・区）になつてゐる。

地区的総世帯数は八五、人口は二六八（一九八〇国調）、八五世帯は一つの集落を形成してゐるのではなく、一〇の小集落に分散している。地区から龍神村の中心・西地区へはバスで一時間、また最近の御坊市や南部町へも同じく一時間と一時間半かかり、小家地区は交通のきわめて不便な辺境の地区である。

龍神村のコミュニティ編成計画（一九七三）によれば、小家地区のいくつかの小集落はその「辺地性」のゆえに集落移転の対象地域になつていたし、同時にこれらの小集落は、日高川を下った隣村美山村椿山に建設される予定のダム（一九八五年完成）による水没地域にもなつてゐる。

以下、かかる現況にある過疎村落・小家地区の生活と住民意識について報告する。

(2) 人口と世帯数の変化

地区人口の減少は、一九六五年頃から目立ちはじめて七五年にピークに達し（七五年人口に対する減少率一五・二%）、その後減少率は半減したが依然として人口の減少は激しく、一九八〇年現在、一九五五年人口に比して三八・四%の減少となつてゐる。世帯数は、人口の減少がピークを迎える以前の一九七〇年に大巾な減少を見せ、その後減少率は落ちたものの、一九八〇年現在、一九五五年の世帯数に比べて九・四%の減となつてゐる。このように小家地区は、龍神村の中でも人口および世帯数の減少がもつとも激しい地区の一つである。

人口構成（一九八〇国調）をみると、二〇～三九才人口が極端に少ない。従つて人口再産産力が弱く、〇～九才人口も極めて少なくない。比較的多い一〇～一九才人口もその大部分は児童・生徒であつて、過去の人口動向から推して、これらが将来地区内にどまるとはあまり期待できない。小家地区の人口高齢化はますます進行するものと予想される。加えて、椿山ダムが完成（一九八五）するまでに地区内の二八世帯が水没等によつて移転を予定しており、しかもこのうち一三世帯が地区外への移転である点を考え合わせると、小家地区の過疎化の問題が今後一層深刻の度を強めることは間違いない。

(3) 農業と林業

総世帯数の減少にも拘わらず、小家地区における農家世帯数は過去二〇年間増加を続け、一九八〇年現在七三世帯（農家率八五・九

%) である。しかし一世帯当たりの経営耕地面積は平均二六.9と少なく、そのうち水田は約一〇.8である(龍神村では各一七.8、一八.8)。地区農業の特徴は、梅・柚子・栗などの樹園地經營と養豚にウエイトが置かれている点にある。しかし養豚は七八年以来の市場価格の低迷、臭氣公害の問題、椿山ダム建設に伴う移転問題などがからんで、八三年現在飼養農家はわずか一世帯に減少した。また樹園地經營も、減反政策や農業の省力化・女性化等に対応した、いわば副業的な段階にとどまつており、小家地区的農業經營の実態はかなり厳しいものといえる。

林業はどうか。事業として林業經營を行うには最低三〇haの山林が必要であるとされている今日、小家地区でこれに該当する林家は二世帯しかない。大多数は山林を全く保有しないかまたは五ha未満の零細林家であって、後者にあっては不時の出費に備えた「貯蓄」程度の山林經營に過ぎない。それ故地区のはとんどの世帯において、昔から、男たちは山林労務仕事を求めて長期短期の出稼ぎに行くといいうのが常態であった。今日でも龍神村内に安定した就労の場は少なく、それゆえ短期・長期の出稼ぎ者(ただし出稼ぎ先や仕事の内容は変化)は多い。

(4) 生活の場

家の継承と地区の生活環境

農林業の經營基盤が弱体で、かつ通勤可能圏内に安定した就労の場の少ない小家地区であるが、大部分の世帯で家には「あととり」が必要であると考えており、七割の世帯すでにあととりを決定している。あととりに期待しているのは、多い順に先祖供養、親の扶養、家名継承、家屋敷相続、土地相続、家業継承となつてゐる。概して、生産・生活手段の相続・継承は少なく、家のシンボル

的側面の相続・継承や、親の扶養があととりの重要な役目とされており、地区における農林業や人口高齢化の実態が反映されている。また、あととり決定率七割といつても、龍神村のUターン動向調査によると、Uターン者の定着率は必ずしも高くないと推測され、小家地区的あととり問題は決して楽観を許されない。

地区的生活環境について住民は、何よりも安定した就労の場の確保や老人福祉への行政側の積極的な取組みを期待している。また、教育・文化・娯楽等の公的施設が不十分であるとの意識をもつている。いずれも、若年層が流出し人口高齢化的進展している地区の実情がその背後にあるといえる。小家地区には公的施設としては出張診療所しかなく、かかる施設の欠如が、地区住民に対して行政から「見棄てられた」という意識を抱かせ、住民の生活意欲の減退を招かないとは限らないであろう。

(5) むすびにかえて

最後に、小家地区住民は、地区の将来、舉家離村、「むらづくり」についてどのように考えているのか。住民の約半数は、生活の場としての地区の将来に明るい見通しをもつておらず、したがつて举家離村があつても仕方ないと考え、むらづくりに対しても消極的である。行政側のきめ細かい施策が望まれる。